

平成 2 2 年度 第 1 回 千葉市文化財保護審議会 議事録

- 1 日 時 平成 2 2 年 7 月 5 日 (月)
午後 2 時 0 0 分 ~ 3 時 0 5 分
- 2 場 所 千葉中央コミュニティセンター 8 階 8 7 会議室
- 3 出席者 (委員)
段木一行委員、池田伊予委員、岡本東三委員
河東義之委員、高桑守委員、長嶋栄次委員、
吉村稔子委員
(事務局)
宇留間生涯学習部長
杉戸生涯学習振興課長、古川主幹
石橋文化財係長、芦田主任主事

4 議 題

議 事

- (1) 諮 問
千葉市地域文化財の登録について
- (2) 地域文化財の情報について
- (3) そ の 他

5 議事の概要

議 事

- (1) 諮 問
千葉市地域文化財の登録について、2 件の諮問に対して、
諮問のとおり答申された。
- (2) 地域文化財の情報について
平成 2 1 年度に後世に残したい文化財として寄せられた
情報の報告を行い、了承を得た。
- (3) そ の 他
旧検見川無線送信所建物の状況調査についての報告及び
土気城跡について報告し、了承を得た。

6 会議経過

議事（１） 諮 問

千葉市地域文化財の登録について

議長：まず、議事（１）について事務局より諮問とその説明を願う。

（宇留間生涯学習部長が諮問書を読み上げ、会長に手渡した。その後、石橋文化財係長が諮問案件２件について資料に基づいて説明した。）

議長：ただいま事務局から説明があったが、なにか質問・意見等はあるか。

高桑委員：私は前回休んでいたのですがどのような議論がなされたのかわからないが、三代王神社の神楽について、付随的な問題であるが、神楽面や道具類の年代についてはある程度わかっているのかをうかがいたい。

事務局：面は３２面残っている。塗り直しなども行われており年号については確認できなかった。太鼓については古いもので明治１４年のものがあることは確認している。

長嶋委員：この神楽を見に行ったとき、日が陰ってからしかやりませんといわれた。４時過ぎにならないとやらないとのことであった。

事務局：我々は夜ではなくて昼間にやっているのを見せてもらった。２時過ぎくらいから４時過ぎくらいまでであった。見たのは２月であった。

長嶋委員：私は１０月に見たのだが、この神楽は日が陰ってからしかやりませんといわれた。

事務局：季節によって時間をずらしているのかもしれない。

長嶋委員：神様の関係で夜にならないとやらないのかと思っていた。

議長：高千穂神社の夜神楽の例もある。神様は昼間が嫌いなので本来は夜やるものかもしれない。

議長：稻荷町有文書で一つ確認したい。虫干しの事だが、７月９日とあるが、それでは梅雨時なので８月のまちがいではないのか。この点確認していただきたい。

事務局：わかりました。確認しておきます。

河東委員：私も前回欠席したのでお聞きしたいのだが、この４４１点の古文書について目録はできているのか。

事務局：目録はできており、前回の資料に付けた。

河東委員：保存のための複写などはどの程度進んでいるのか。一部翻刻されているというが、文書そのものも大事だが、こうした史料はできるだけ早く目録を完備して、マイクロフィルムなどで撮影をしておくことが重要ではないかと思う。

事務局：全部ではないが、千葉市史の編さんの中で目録作成や撮影作業を行っている。

議長：これは既にマイクロに入っているはずである。郷土博物館で撮影や複写作業は実施しており、活字化もされている。

三代王神社の神楽は系統としては船橋から入ってきたということで、これは正統な系譜であると考ええる。もともとは土師流からきているもので、十二座あったものがここでは八座しか残っていないということである。それでも非常に貴重なものだと考えているので、ぜひ登録にもっていきたいと思う。また、稲荷町有文書についても文禄3年（正保2年写）からの史料であり、町にとって非常に貴重なものであると考えている。

議長：もし異議がないようならこの2件について、千葉市地域文化財として諮問の通り答申してよろしいか。賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長：ではそのように答申したいと思う。なお、答申書についてはこの審議会の後に私から教育委員会へ提出させていただくこととする。

議事（2）地域の文化財情報について

議長：続いて議事の（2）について事務局より説明を願う。

（石橋文化財係長が平成21年度に市民の方々から寄せられた地域の文化財情報について説明した。）

議長：今説明があったが、質問、ご意見があったらどこからでも結構なのでお願いしたい。

岡本委員：これは応募によって出てきたものということで、情報としては結構だが、審議会にかけるときは、同意が取れなくてどうしようもないもの、刑務所みたいに国の指定にしてもいいもの、土気城跡のように市の指定にするべきものな

どが混じっているのです、そのあたりを事務局の方で振り分けてどうするのかを提案してもらいたい。これはただ情報として聞いてもどうしようもない。例えばここで土気城跡を市の文化財として指定すべきだということになったらたいへんなことになる。多くの地主さんがいて、それを説得して回らなければならないことになり、事務局もその体制でやる気構えが必要となる。また、二刀流のようなものであがってきているが、これで審議会で検討して登録することになったら、別の目的が出てきてしまうのではないか。もう少し振り分けてすべきものとそうでないものについて検討してもらいたい。登録文化財はその地域で守っていくような団体とか地域に根差した活動がなければいくら登録してもあまり意味がない。

事務局：今回はいただいた情報をそのまま出している。今後、事務局で振り分けて地域文化財候補とすべきものを出していきたい。

岡本委員：私は前から言っているが、市の文化財として、市として守るべき文化財は、市民からの応募とは違ってあるわけで、それを系統的にやっていくという方針を出せないと、いつも出てくるのは登録文化財で、応募したものだけが出てくるというのでは、市の文化財に対する姿勢が問われる。主体的に何を千葉市として守っていかなければいけないのかをきちんとして、ぜひとも市の指定文化財も系統的に諮問するようにしてもらいたいと思う。

河東委員：前にもいっているが、建造物の場合は国の登録が8,000件を超えている。国の登録文化財の場合、例えば千葉市の地域文化財としての意味があれば、立派に国の登録文化財になる。もし建造物で、千葉市の地域文化財候補としてあがってきたものがあれば、本当にそれでいいのかを考えてもらいたい。なぜならおそらくその9割以上は国の登録文化財になると思うからである。だとするとたいへん申し訳ないが、建造物については千葉市の地域文化財に登録することの意味はほとんどないと思う。民俗や古文書、歴史資料はよいと思うが、建造物については、現在国登録になっているものは地域にとって重要なものがほとんどであ

る。これは一つ念頭に置いてもらいたい。保存を望んでおられて、それだけの価値があるのであれば何も千葉市地域文化財にこだわらず、どんどん国の登録に申請をしてあげた方がよいと思う。今回は市民からの情報をそのまま出していただいたということなので、それはそれでよいと思うが、例えば千葉刑務所なんかは所有者の同意さえ取ればおそらく国指定になるものである。ちょっと玉石混交という感じがした。

また、一つ確認だが、10ページの軍関係の施設の中で鉄道聯隊の話が出たが、鉄道聯隊は千葉市にあったのか。明治30年中野に置かれて、明治40年には津田沼に移ってきたのは記憶しているが。

岡本委員：その後に椿森に移ったとある。

河東委員：椿森というのが千葉市ということか。というのは私が勤めていた千葉工業大学の門が鉄道聯隊の正門で、あれでも国の登録文化財になっている。私がいる時に扉を復元した。工事費の3割くらいの設計管理費を見積もってその半額を補助してもらったことがある。

議長：そうすると陸軍病院の柱だけのようなものか。

河東委員：それなりの価値があれば登録になり得ると思う。千葉市がせっかく地域文化財の登録制度をつくったが、国の登録と違って登録されると千葉市が保存になんらかの補助をするとかいう特典がない現状では、千葉市の登録と国の登録とどちらがいいですかといった場合に千葉市の方がいいという人はおそらくいないと思う。また、国がこれは千葉市のレベルだから、地域のレベルだから国の登録にはならないという可能性も全くない。最近登録されているのはそういうものばかりである。福島の高田方や津和野の伝統的な建造物などがどんどん出てきている。それらは地域にとって重要だからという理由で申請が出てきている。これらは全部国の登録になっている。千葉市も積極的に国登録を増やしたらどうかと思っている。

もう一つは、地域文化財にしてもそれぞれの分野である程度悉皆的な調査をしてからでないと、千葉市にどれだけあって、その中でどうかという重要度を示さないと、出て

きたものそのままでは登録することは難しい。千葉県では近代和風建築について悉皆調査が行われているので、登録とか市指定を考えるならば、こうした悉皆調査が行われたものの中から千葉市にあって重要なものを拾い上げていく必要がある。都道府県の悉皆調査もその中から2～3件を国の文化財にする目的で行っている。当然県指定も市指定もそれを利用するべきであると思う。

岡本委員：こういう軍関係の遺跡を登録していくことについては市の方もどういう意味で登録するのかをきちんと位置付けなければたいへんなことになるので慎重にお願いしたい。また、刑務所の話だが、せっかく千葉市にあるのだから市が動かないと他も動かないので、法務省がだめだといっても、やはりきちんと重要性を説いていく必要はある。なくなってしまっただけはたいへんな事なので、やはりそうした取り組みも大事ではないかと思う。

議長：刑務所で指定されているのは2件くらいあったと思う。金沢とか、網走刑務所とか。

河東委員：金沢も明治村に移転したものが指定されている。

議長：なかなか現在使っている状態では難しいということか。旧石橋邸は以前に見たと思うが、これは千葉市が持っているのか。

事務局：千葉市の所有である。

議長：見通しが悪いから地元では文化財として指定するのは反対だということだったと思うが。

事務局：母屋と土蔵が2棟あったのだが、はじめ地元からは、両方壊して公園にしてほしいということだった。先生方にも見ていただき、こちらとしても緑政課に意見をいい、それを酌んだ形で、残された民俗資料もそこで展示をしながら土蔵2つは残された。

議長：それはよいことである。

岡本委員：地元のものが、地元に残されている。まさに地域文化財にふさわしいのではないか。もともとは本宅も残っていたが、結局公園にすると管理上の問題が出てきて本宅は解体されたが、土蔵は市の財産になっているし、今後も活用していくためには登録にふさわしいと思う。

議 長 : これを登録だけでなく指定までもっていききたいとも思うが。これはぜひ進めていただきたい。

岡本委員 : これは市が持っているので何も問題ない。

議 長 : 年代もはっきりしているし、建物もしっかりしていた。今回はこういう情報の提供だから、これから精査して、改めて審議会に出されるということである。今回たいへん貴重な意見が出されたので、それを反映させる形で、事務局で進めてほしい。

議 事 (3) その他

議 長 : 続いて議事 (3) その他だが、先生方から何かあるか。
(特になし)

報 告

議 長 : 事務局より報告事項があるとのことなのでお願いします。
(石橋文化財係長から旧検見川無線送信所建物の調査について、土気城跡の土地所有者の変更について経過を報告した。)

議 長 : 旧検見川無線送信所建物の調査が、建物としての調査で、文化財としての調査ではないとのことだが、これは教育委員会がやるのではなくて建築部でやるのか。

事務局 : 一応、教育委員会で発注する形となる。

河東委員 : 少し気になったのが、一応残すということを前提として調査を行うと思うのだが、こうした建物の調査というのは時として取り壊しの口実になりかねない。どういう業者を選ぶかというところを慎重にやってもらいたい。業者によっては、これはとてつもなくお金がかかるから壊した方がいいという業者と、いやこういう残し方があるので大丈夫だという結論を出す業者がある。残すのか、壊すのか、何れを念頭に置いて調査するかによって、おそらく同じようなやり方でも結論が違ってくる。

議 長 : そのあたりは教育委員会でやるので間違いはないと思う。貴重な文化遺産だという立場から調査を進めてもらうことが大事である。文化財としての調査ではなくてもしっかりと腰を据えてやっていただきたい。土気城跡については、

どうか。これについても新聞にはかなり大きく出ていたが、これも非常に難しい問題もあるということで、ただ地元では保存会が非常に活発にやっているようだ。こちらは文化財保護審議会ですから、文化財は守れという立場なので、ぜひそうした事を考慮していただきたい。

議長：では予定していた議事がすべて終了したので、これにて終了する。

(担当課) 千葉市教育委員会生涯学習部生涯学習振興課

電話 043-245-5962